

議案第 149 号

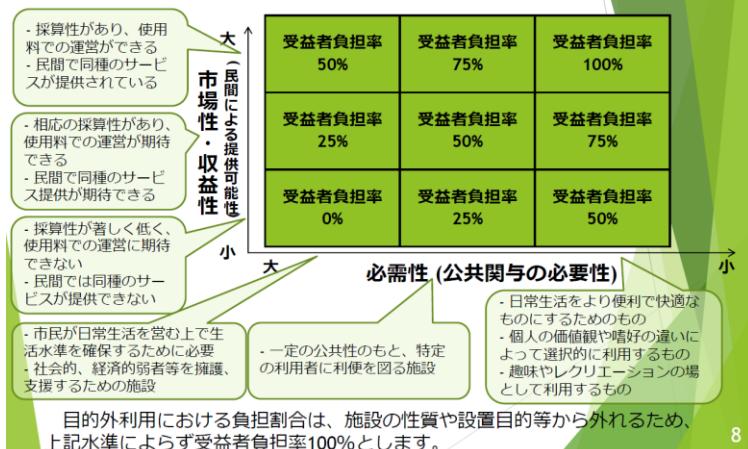
受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

資料 7 受益者負担率の根拠

本市の使用料における受益者負担率について、受益者負担適正化ガイドラインにおいて、「必需性(公共関与の必要性)」と「市場性・収益性(民間による提供可能性)」の 2 軸、9 象限で運用しています。この 9 象限については、以下の 3 点により決定したものです。

3(3) 受益者負担率の水準

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



1. 先行事例の確認

他自治体の先行事例として、受益者負担率を 9 象限で整理しているものを多数確認しており、実務上、段階的な区分による整理は広く用いられていることから、本市においても妥当な方法と判断しました。

2. 運用上の合理性

80%や 60%など細かな負担率を設定することの根拠がないことや、仕組みを簡素とすることで、市民の皆様への説明の分かりやすさに繋げるため、9 象限による段階区分が適切と判断しました。

3. 知識経験者(政策アドバイザー、関西学院大学・上村教授)の意見を参考

知識経験者からは、行政コストを抑えつつ運用するために 9 象限が妥当であること、また、区分は 0% を最小とし 25%刻みで整理するのが適切である旨の意見が示されました。これらの意見を踏まえ、本市として 9 象限での整理方法を採用しています。

これまでの経過としては、令和 3 年度の宝塚市行財政経営戦略本部会議での議論や政策アドバイザーの助言を踏まえ決定し、令和 3 年(2021年)11 月 10 日の行財政経営に関する調査特別委員会において、受益者負担適正化ガイドラインについてご報告しています。